

第1回 知的財産戦略会議

資料 5

知的財産権による 産業競争力強化

2002年3月20日

キヤノン株式会社

1. 科学技術創造の促進

産学連携の促進

魅力ある大学へ(現状では、企業との組織的な交流が少ない)

* 様々な発想が生まれる環境作り

海外研究者の受け入れの積極的な促進

大学独立行政法人化にともない、多様な大学教官の構成

例:他大学出身者、外国籍研究者、民間経験者の
積極的受入

* 論文重視から知的財産権重視へ(評価の重点項目とする)

(キヤノン : 技術報告書よりも特許申請を重視)

* 重要発明については海外出願も出来る予算措置

* 実戦に長けた民間人を入れ、戦略的TLO活動の強化

2. 研究開発成果（発明）の取扱

「職務発明」について

(1) 特許の帰属

*企業：従業員との個別契約により企業に帰属

*大学：大学教官との個別契約により大学に帰属

(海外から来た研究者についても契約により大学に帰属)

(2) 特許法35条見直し

「相当な対価」条項(3項、4項)は廃止し、上記個別契約にゆだねる

「日本版バイ・ドール法」の見直し

(産業活力再生特別措置法)

知的財産権等の研究成果の取扱いに関して、
産学連携がやり易い法律へ

* 国から民間企業への研究委託については
民間企業が所有する事が出来る

* 民間企業から大学への研究委託については
大学と企業の契約にゆだねる

3. 権利の設定

(1) 多様なニーズに応じた権利設定

- * 商品化まで時間が短い分野で、早期に権利取得をしたい場合
出願、即審査請求により、2年以内に審査完了
- * 原理技術であり、長期にわたる研究開発を要する分野で、
技術の方向性を見極めてから、権利取得したい場合
出願から3年以内に審査請求を行う
但し、請求後2年以内に審査完了

(2) 審査の迅速化においても「厳密な審査」の維持

- ・ 訴訟増大への対応として、明確な権利を確保し、
無効審判でも充分耐える権利とする

これらを達成するために独立会計制度の特別枠としての
審査官の増員をはかる（民間からの採用も含めて）

米国は出願即審査請求であるが、先発明主義を利用して方向性を見極めてから、出願可能。権利主張は発明日までさかのぼれる

4. 権利の活用

特許権者の保護強化による訴訟機会増大への対応

日本での早期な

【知的財産権裁判所】の創設が望まれる

- * 特許は最先端技術を文章表現したものであり
各技術分野の高度な専門知識が要求されるため
それに対処する要員育成に努力する必要がある。
- * 営業上の秘密を担保したルールを作り、侵害立証のための
情報開示を義務化（特許権者にとって公平な訴訟）

【知的財産権裁判所】は

スピーディでフェアな裁判により、アジアの中心的特許裁判所を目指す

知的財産基本法の制定

- * 世界の手本となる「知的創造サイクル」の確立へ
- * 知的財産権を戦略的に活用し、産業の競争力の強化をはかる